



未来の
ために、
いま選ぼう。

令和4年度(2022年度)

日進市地球温暖化対策機器設置費補助事業の手引き

地球温暖化防止対策の一環として、住まいの脱炭素化を推進することを目的に、地球温暖化対策機器設置費の一部を補助します。

自ら居住している市内の住宅に下記の機器を新たに設置する市民の方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

〔補助対象機器及び補助金額〕

補助対象機器の設置に要した費用(消費税除く)に4分の1を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか低い額となります。

区分	①太陽光発電システム	②家庭用燃料電池システム (エネファーム)	③定置用リチウムイオン蓄電システム
補助 上限額※6	一体的導入に限る※1 1kW1万円 (上限4万円)※2	上限3万円	1kWh1万円 (上限5万円)

区分	④家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	⑤電気自動車等 充電設備 (V2H)	⑥高性能外皮等 (ZEHを構成する 機器)	⑦エコ窓改修
補助 上限額※6	上限1万円	上限5万円	一体的導入に限る※3 新築(ZEH※4)のみ対象 上限8万円	既存住宅のみ (新築・増改築は対象外)※5 上限5万円

※1 HEMSに加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H、高性能外皮等のいずれかを同時に設置するもの

※2 最大出力値kWの小数点以下2桁未満を四捨五入(①3.516kW⇒3.52kW②補助額 3.52kW×1万円=35,200円)

※3 太陽光発電システム及びHEMSを同時に設置するもの

※4 国の策定したZEHロードマップにおける『ZEH』を満たすもの

※5 主たる居室に係る全ての窓の改修を行うもの

※6 **100円未満は、切捨て**とする。

(一体的導入パターン)

パターン A $\boxed{\text{①太陽光発電システム (上限4万円)}} + \boxed{\text{③定置用リチウムイオン蓄電システム (上限5万円)}} + \boxed{\text{④HEMS (上限1万円)}} = \boxed{\text{(合計)上限 10万円}}$

パターン B $\boxed{\text{①太陽光発電システム (上限4万円)}} + \boxed{\text{④HEMS (上限1万円)}} + \boxed{\text{⑤V2H (上限5万円)}} = \boxed{\text{(合計)上限 10万円}}$

パターン C (ZEH) $\boxed{\text{①太陽光発電システム (上限4万円)}} + \boxed{\text{④HEMS (上限1万円)}} + \boxed{\text{⑥高性能外皮等 (上限8万円)}} = \boxed{\text{(合計)上限 13万円}}$

【お知らせ】

- 申請前に、本手引きの内容を必ずご確認ください。
- 令和4年度からの主な変更点につきましては、次ページをご覧ください。
- 申請書等の様式は、市ホームページ(日進市 地球温暖化 補助金 検索)から入手することができます。

〔令和4年度からの変更点〕

- ・各補助対象機器の補助上限額に変更があります。
- ・エコ窓改修の改修後の熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下に変更になりました。
- ・仮申請で予算の枠取りができるようになりました。ただし、仮申請の提出時には添付書類が必要になります。
- ・仮申請書の内容を変更する場合は、変更届の提出が必要です。
- ・交付申請書は、設置が完了した日から起算し、60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までの提出となります。

〔申請受付期間〕

令和4年度(2022年度)4月1日(金)から3月31日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで (注)土・日・祝日、年末年始を除く。

(仮申請は、予算の範囲内で仮申請の先着順に受け付けします。ただし、仮申請について予算額に達した場合は受付を終了します。)

(お知らせ)

- 補助事業の市予算総額は、10,450,000円です。
- 補助金の仮申請予定額が予算を超えた場合、先着順に番号を付して補欠となる者(以下、「補欠者」という。)の受付をします。補助金交付対象者に欠員が生じた際は、順次繰上げによって補欠者を補助金交付対象者とします。補欠者を決定した時は、すみやかに通知しますので交付申請書類の提出をお願いします。
- 補助金の一部は、愛知県からの補助が含まれています。

〔補助対象者〕

次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- 自ら居住する住宅(新築、店舗との併用住宅及び集合住宅を含む)に補助対象機器を設置する方又は自ら居住するため、市内の補助対象機器付き建売住宅を購入する方。
※店舗との併用住宅は含みますが、自らが居住する部分でのみ使用されるもの。
※エコ窓改修については、新築及び増改築は不可とする。
- 令和4年度(2022年4月1日～2023年3月31日)において、補助対象機器の設置が完了し、工事の支払いが終了している方。
(注意事項)2022年3月31日以前に補助対象機器の工事を開始している場合や建売住宅の契約をしている場合は補助対象外となります。
- 市税(市・県民税、共有分を除く固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等、課税されているもの全て)を滞納していない方。

注意事項

仮申請時点で、既に補助対象機器の設置が完了している場合は補助を受けることができません。

機器ごとの設置完了日の考え方は次のとおりです。

機器の区分	設置完了日
太陽光発電システム	電気事業者との電力受給が開始した日
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	機器の保証開始日
定置用リチウムイオン蓄電システム	
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	
電気自動車等充給電設備(V2H)	
高性能外皮等(ZEHを構成する機器)	住宅の引渡日
エコ窓改修	改修に係る費用の領収日

※ただし、工事の開始は2022年4月以降であること。

1 補助対象機器と補助要件

(1) 一体的導入(セットでの導入で補助が受けられます)

住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充電設備、高性能外皮等のいずれかを同時に設置することが補助要件になります。

(2) 単独設置(各機器について単独で補助が受けられます)

- ア 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- イ 定置用リチウムイオン蓄電システム
- ウ 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)
- エ 電気自動車等充電設備
- オ エコ窓改修

◎補助対象機器に該当するかの詳細につきましては、市のホームページ(日進市 地球温暖化 補助金 検索)からご覧いただけますので、あらかじめご確認ください。

補助対象機器	補助要件等
全機器共通	未使用品に限ります。リース契約は対象となりません。
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの。太陽電池の最大出力(構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)10 キロワット未満の設備に限る。 ・電力事業者と電力受給契約をすること。 ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS)に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充電設備、高性能外皮等(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(以下『ZEH』^{※1}という。)を構成する設備に限る。)のいずれかを同時に設置すること(単独設置に対する補助はありません)。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。 ・国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人 燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池という。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。 ・国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。また、タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。 ・1 つ以上の設備又は電気機器に対して、電気使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的(使用者の確認を介した半自動制御を含む。)に実行できるものであること。 ・愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象機器となるものであること。
電気自動車等 充電設備 (V2H)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。 ・国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。
高性能外皮等(ZEH を構成する機器)	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備(家庭用燃料電池システムを除く)及び換気設備をいう。 ・国の補助事業における補助対象となる住宅として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会(KKJ)により補助を受けた住宅であること。 ・太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム(HEMS)を同時に設置すること。
エコ窓改修	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の高断熱化改修であること。(新築及び増改築は不可) ・主たる居室(日常生活上在室時間が長い居室等をいう。)に係る全ての窓の改修を行うものであること。(その他の居室等の外気に接する窓の改修を含めても可)主たる居室のため、今年度補助を受けられた方は、次年度以降エコ窓改修を申請することはできません。 ・エコ窓の性能について、内窓の設置若しくは外窓又はガラスの交換により、改修後の熱貫流率が$2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$以下になること。

※1 『ZEH』について(ゼッチ: ^{ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス} Net Zero Energy House)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

2 補助対象経費について

補助対象経費は、機器の設置に要する経費であって、次に掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く。)とします。

補助対象機器	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入、これらの設置に要した費用
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品(リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等)、配線・配線器具の購入、配管・配管器具の購入、これらの設置に要した費用

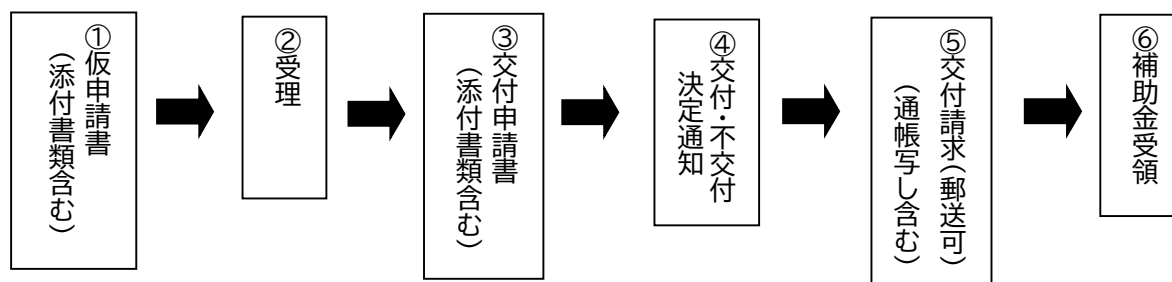
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置(インバータ、パワーコンディショナ等)、その他付属機器(計測表示装置、配線・配線器具)の購入、これらの設置に要した費用	
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	データの集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線・配線器具の購入、これらの設置に要した費用	
電気自動車等充電設備(V2H)	設備本体及び付属品(充電コネクタ、ケーブル等)の購入、これらの設置に要した費用	
高性能外皮等(ZEHを構成する機器)	高断熱外皮	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓(ガラス、サッシ)の購入、設置に要した費用
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機(エアコンのみ)の購入、これらの設置に要した費用
	給湯設備	給湯設備の熱源機、貯湯タンクの購入、設置に要した費用(家庭用燃料電池システムを除く。)
	換気設備	換気設備(24時間換気設備)の本体の購入、設置に要した費用
エコ窓改修	改修に係る窓の購入(内窓、外窓、ガラス交換)、設置に要した費用	

3 申請手続

本手引きをご確認のうえ、必要書類を添えて、環境課(市役所本庁舎2階)へ提出してください。申請書等の様式は、市ホームページ又は環境課窓口で入手することができます。

ただし、令和3年度(2022年3月31日以前)に補助対象機器の工事を開始している場合は、補助対象外です。建売住宅の場合は、令和4年度(2022年4月1日以降)において契約をすることが補助要件です。

【仮申請から補助金受領までの流れ①～⑥】



(注意事項)やむを得ない場合を除き、原則、郵送による申請は受け付けません。

手順 1 【設置完了前】

「補助金交付仮申請書(添付書類必須)」を環境課へ提出

設置完了前*までに「補助金交付仮申請書」を環境課窓口へ提出してください。

※ 機器ごとの設置完了日の考え方は、本手引きp.2 の下段「[注意事項](#)」をご参考ください。

⇒ 仮申請書受付後、受理書をお渡しします。

ただし予算額に達した場合は、受付を終了します。

手順 2 【変更がある場合のみ】

「補助金仮申請書変更届(添付書類含む)」を環境課へ提出

仮申請時の内容を変更する場合は、変更の内容が分かる書類を添付してすみやかに環境課へ提出してください。ただし、補助の額を増額することはできません。

また、変更があったにもかかわらず書類の提出がない場合は、補助を受けられない場合があります。

手順 3 【設置後】

「補助金交付申請書(添付書類必須)」を環境課窓口へ提出

設置が完了した日から起算して60日以内又は、当該年度の3月31日(同日が開庁日に当たる場合は、直前の開庁日)のいずれか早い日までにご提出ください。

書類の記載漏れ・添付書類の不備がある場合は受付ができません。

⇒ 交付決定の可否を審査し、通知します。

審査は、申請を受付した順に行います。

注意事項

- ・事前に仮申請書を提出していない場合は、申請の受付ができません。
- ・申請は、太陽光発電システムについては系統連系後(電力事業者が発行する太陽光に関する電力受給契約書の写しの提出が必要です。)であり、設置工事が終了し、費用の支払い後となります。
- ・新築等の場合の「補助金交付申請書」の提出は、転入・転居の手続き後となります。また、市内に住民基本台帳に登録がない場合は、申請は出来ません。
- ・書類の記載漏れ・添付書類の不備がある場合は受付ができません。

4 仮申請に係る提出書類

仮申請時に、「日進市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付仮申請書」に加えて、以下の必要書類を提出してください。

	必要書類	注意点
(1)	工事請負契約書又は売買契約書の写し	・補助対象機器の契約書の写しが必要です。 (注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。) ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(2)	対象機器の経費の内訳が明記されている書類(見積書等の写しであり消費税抜き金額が分かるもの)	・補助対象機器の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.4「2 補助対象経費について」を参考に補助対象機器の内訳が分かるものをご提出ください。

5 交付申請に係る提出書類

交付申請時に、「地球温暖化対策機器設置費補助金交付申請書(第1号様式)」に加えて、チェックリストに記載された必要書類(第1号様式の添付書類その1~6)がそろっていることを確認していただき、チェックを入れてそれらの必要書類をすべて提出してください。

注意事項 チェックリストも必要書類です。

本手引きp.10-17の「7 様式と添付書類の記入例」を併せてご参考ください。

◆太陽光発電システム

	必要書類	注意点
(1)	添付書類チェックリスト (添付書類その1)	・申請に必要な書類を確認し、チェックを入れてください。
(2)	太陽光発電システムに関する設置 事業概要書(添付書類その2、その3)	・補助対象機器の内容を記入してください。 ・新築住宅の場合は、補助対象機器自体の工事着手日を記入してください。 ・太陽電池モジュール製造番号の記入は、施工業者等が作成する「出力対比表」の提出に代えることも可能です。
(3)	工事請負契約書又は売買契約書の 写し	・補助対象機器の契約書の写しが必要です。 (注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。) ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(4)	対象機器の経費の内訳が明記されて いる書類(見積書等の写しであり消 費税抜き金額が分かるもの)	・補助対象機器の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.4「2 補助対象経費について」を参考に補助対象機器の内訳 が分かるものをご提出ください。
(5)	領収書の写し(対象機器の設置に要 した費用が分かるもの)	・領収書が合算されている場合は、補助対象機器の内訳(各機器とその金 額)が記載された書類が必要です。 (記載例:太陽光発電システム ○○円を含む等) ・申請者と領収書のあて名が一致していることを確認してください。
(6)	対象機器が設置された住宅の位置図	・住宅の位置が分かるもの(地図)をご提出ください。
(7)	対象機器設置前の現況写真	・機器の設置前の状況が分かる写真をご提出ください。 (新築で現地が更地の場合は建築前の土地の写真)
(8)	対象機器の設置状況を示す写真	・補助対象機器の設置状況が分かる写真を添付してください。(本手引きp. 9の「※添付する写真について」を参照してください)
(9)	電力事業者が発行する太陽光に関す る電力受給契約書の写し	・「電力受給契約に関するお知らせ」の写しを提出してください。 ・系統連携日が令和4年度内である必要があります
(10)	太陽電池モジュール及びパワーコンディ ションの規格等が分かるパンフレット等	・パンフレットを添付する場合は、該当ページのコピーで構いません。
(11)	委任状(添付書類その6) (申請等の手続を委任する場合)	・申請者本人又は同居親族以外の方が申請する場合は、添付してください。 ・申請に係る内容を問い合わせることがありますので、担当者と連絡先を 必ず記入してください。 ・委任事項を必ずチェックしてください。
(12)	住宅等の図面の写し (併用住宅の場合)	・補助対象機器を店舗兼併用住宅に設置する場合は、住宅の図面等の写し を提出してください。

◆家庭用燃料電池システム(エネファーム)

◆定置用リチウムイオン蓄電システム

◆家庭用エネルギー管理システム(HEMS)

◆電気自動車等充給電設備(V2H)

	必要書類	注意点
(1)	添付書類チェックリスト (添付書類その1)	・申請に必要な書類を確認し、チェックを入れてください。
(2)	機器に関する設置事業概要書 (添付書類その4)	・補助対象機器の内容を記入してください。 ・新築住宅の場合は、補助対象機器自体の工事着手日を記入してください。
(3)	工事請負契約書又は売買契約書の 写し	・補助対象機器の契約書の写しが必要です。 (注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。) ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(4)	対象機器の経費の内訳が明記されて いる書類(見積書等の写しであり消 費税抜き金額が分かるもの)	・補助対象機器の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.4「2 補助対象経費について」を参考に補助対象機器の内訳 が分かるものをご提出ください。
(5)	領収書の写し(対象機器の設置に 要した費用が分かるもの)	・領収書が合算されている場合は、補助対象機器の内訳(各機器とその金 額)が記載された書類が必要です。 (記載例:家庭用燃料電池システム ○○円、リチウムイオン蓄電システム○ ○円を含む) ・申請者と領収書のあて名が一致していることを確認してください。

(6)	対象機器が設置された住宅の位置図	・住宅の位置が分かるもの(地図)をご提出ください。
(7)	対象機器設置前の現況写真	・機器の設置前の状況が分かる写真をご提出ください。 (新築で現地が更地の場合は建築前の土地の写真)
(8)	対象機器の設置状況を示す写真	・補助対象機器の設置状況が分かる写真を添付してください。(本手引きp.9の「※添付する写真について」を参照してください)
(9)	対象機器の保証書(出荷証明書)の写し	・補助対象機器の保証書(出荷証明書)の写しが必要です。 ・上記について、氏名及び住所を含み申請者名義であることとメーカー名、機器型番及び製造番号が確認できるもので、メーカーが発行するものに限ります。
(10)	対象機器の規格等が分かるパンフレット等	・パンフレットを添付する場合は、該当ページのコピーで構いません。
(11)	委任状(添付書類その6) (申請等の手続を委任する場合)	・申請者本人又は同居親族以外の方が申請する場合は、添付してください。 ・申請に係る内容を問い合わせることがありますので、担当者で連絡先を必ず記入してください。 ・委任事項を必ずチェックしてください。
(12)	住宅等の図面の写し (併用住宅の場合)	・補助対象機器を店舗兼併用住宅に設置する場合は、住宅の図面等の写しを提出してください。

◆高性能外皮等(ZEHを構成する機器)

	必要書類	注意点
(1)	添付書類チェックリスト (添付書類その1)	・申請に必要な書類を確認し、チェックを入れてください。
(2)	機器に関する設置事業概要書 (添付書類その5)	・補助対象機器の内容を記入してください。 ・住宅の基礎工事完了後を工事着手日として記入してください。
(3)	工事請負契約書又は売買契約書の写し	・補助対象機器の契約書の写しが必要です。 ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(4)	対象設備の経費の内訳が明記されている書類(見積書等の写しであり消費税抜きの金額が分かるもの)	・補助対象機器の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.4「2 補助対象経費について」を参考に、高性能外皮等における各設備の設置に要した費用を確認するため、設備ごとの補助対象機器の内訳が分かるものをご提出ください。 (記載例:高断熱外皮〇〇円、空調設備 〇〇円、給湯設備〇〇円、換気設備〇〇円)
(5)	国のZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し	・国に提出した書類の写しを提出してください。(交付申請に実施計画書を添付していない場合、中間報告の実施計画書の写しを提出してください)
(6)	領収書の写し(対象設備の設置に要した費用が分かるもの)	・領収書が合算されている場合は、補助対象機器の内訳(各機器とその金額)が記載された書類が必要です。 (記載例:太陽光発電システム 〇〇円、家庭用エネルギー管理システム 〇〇円、高性能外皮等 〇〇円を含む) ・申請者と領収書のあて名が一致していることを確認してください。
(7)	国のZEH支援事業の補助金交付額確定通知書の写し	・国の決定を受けた補助金交付額確定通知書の写しを提出してください。
(8)	対象設備が設置された住宅の位置図	・住宅の位置が分かるもの(地図)をご提出ください。
(9)	対象設備設置前の現況写真	・設置前の状況が分かる写真をご提出ください。 (現地が更地の場合はその土地の写真)
(10)	国のZEH支援事業の実績報告時に提出したもので設置状況を示す写真	・国に提出した書類の写しを提出してください。
(11)	対象住宅がZEHであることを示すBELS評価書等の写し(省エネ性能表示制度及びその表示に関する評価書)	・『ZEH』であることを示すBELS評価書等の写しを提出してください。
(12)	委任状(添付書類その6) (申請等の手続を委任する場合)	・申請者本人又は同居親族以外の方が申請する場合は、添付してください。 ・申請に係る内容を問い合わせることがありますので、担当者で連絡先を必ず記入してください。 ・委任事項を必ずチェックしてください。
(13)	住宅等の図面の写し (併用住宅の場合)	・補助対象機器を店舗兼併用住宅に設置する場合は、住宅の図面等の写しを提出してください。

◆エコ窓改修

	必要書類	注意点
(1)	添付書類チェックリスト (添付書類その1)	・申請に必要な書類を確認し、チェックを入れてください。
(2)	機器に関する設置事業概要書 (添付書類その5)	・エコ窓改修の内容を記入してください。
(3)	工事請負契約書又は売買契約書の 写し	・補助対象機器の契約書の写しが必要です。 (注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。) ・建売住宅の場合は売買契約書の写しが必要です。 ・申請者と契約者が一致していることを確認してください。
(4)	対象設備の経費の内訳が明記されて いる書類(見積書等の写しであり消 費税抜きの金額が分かるもの)	・補助対象費用の内訳が記載された見積書の写し等が必要です。 ・本手引きp.4「2 補助対象経費について」を参考に補助対象機器の内訳 が分かるものをご提出ください。
(5)	領収書の写し(対象設備の設置に要 した費用が分かるもの)	・領収書が合算されている場合は、補助対象機器の内訳(各機器とその金 額)が記載された書類が必要です。 (記載例:エコ窓改修費として〇〇円含む。) ・申請者と領収書のあて名が一致していることを確認してください。
(6)	対象設備が設置された住宅の位置図	・住宅の位置が分かるもの(地図)をご提出ください。
(7)	対象設備の設置位置が明示された平 面図及び対象設備の面積が分かる図 面	・施工箇所のすべての平面図等を提出してください。
(8)	改修前及び改修後の状況を示す写真 (「※添付する写真について」参照)	・本手引きp.9の「※添付する写真について」を参照してください。
(9)	対象設備の規格等が分かるパンフレ ットその他性能を証する書類	・パンフレットを添付する場合は、該当ページのコピーで構いません。 ・改修後の熱貫流率が、 $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であることが分かる性能を証 明する書類も提出してください。 (例:出荷時に窓に貼付されている証明書、メーカーから発行された証明 書等)
(10)	委任状(添付書類その6) (申請等の手続を委任する場合)	・申請者本人又は同居親族以外の方が申請する場合は、添付してください。 ・申請に係る内容を問い合わせることがありますので、担当者と連絡先を 必ず記入してください。 ・委任事項を必ずチェックしてください。

※添付する写真について

対象機器	添付する写真
太陽光発電システム	太陽光モジュールが設置された住宅の全景写真(連系点が映っている写 真)、太陽電池モジュールの設置状況が確認できる写真及びパワーコンディ ション(型式名及び製造番号が分かるもの)が確認できる写真
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	対象機器本体の写真、燃料電池ユニット本体の製造番号が確認できる写真 及び貯湯ユニット本体の製造番号が確認できる写真
定置用リチウムイオン蓄電システム	対象機器本体の写真及び本体の製造番号が確認できる写真
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	対象機器本体の写真及び端末モニター等でシステムが起動している状態が 確認できる写真
電気自動車等充電電設備(V2H)	対象機器本体の写真及び本体の製造番号が確認できる写真
エコ窓改修	改修箇所全ての改修前及び改修後の状況の比較が可能な写真であり、別に 添付する図面と対照できるもの

6 その他(注意点等)

- (1) 記入を間違えた場合は、二重線で消し、訂正してください(修正液・修正テープは使用不可)。ただし、請求書における金額の訂正はできません。
- (2) 市が行う地球温暖化防止に関する啓発事業や必要に応じて補助対象機器の運転状況に関するデータの提供、その他の環境保全事業に協力をお願いする場合があります。

7 様式と添付書類の記入例

(1) 「補助金交付仮申請書」の記入例

設置完了前(機器ごとの設置完了日の考え方は、本手引きp.2の下段「注意事項」をご参考ください。)までに「補助金交付仮申請書」を環境課窓口へ提出してください。

仮申請受付番号： _____

年 月 日

日進市長宛て

申請者 住所 _____

仮申請書提出時点の住所地を記入してください。

代理者 住所 _____

同居の親族以外の方が提出する場合、記入してください。

名称 _____

担当者 _____

電話 _____

日進市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付仮申請書

金交付要綱第4条の規定により、補助金 _____ します。

【 ①+④+⑤ ①+④+⑤+⑥ 】

_____システムと⑥高性能外皮等の単独設置は、補助対象外)

設置機器の種類等		交付申請額 ※100円未満は切り捨て	
<input type="checkbox"/> ① 太陽光発電システム (一時的導入に限る)	太陽電池の最大出力： (_____ , _____ kW) <small>※小数点以下2位未満を四捨五入</small>	円	
<input type="checkbox"/> ② 家庭用燃料電池システム (エネファーム)	メーカー名 _____ 設置予定機器型番 _____ 発電出力 _____	円	
<input type="checkbox"/> ③ 定置用リチウムイオン蓄電システム	メーカー名 _____	円	
	設置予定機器型番 _____		
	蓄電容量 _____ (_____ kWh)		
<input type="checkbox"/> ④ 家庭用エネルギー管理	メーカー名 _____	円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
補助対象機器 設置開始日	年 月 日	設置完了予定日	年 月 日
設置対象	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅 (用途： <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> 集合)		設置する住宅に住み始めた日(予定日) 年 月 日

【裏面あり】

(裏面)

確認事項	今回仮申請する設置機器が、補助対象機器であることを確認しましたか。また、エコ窓改修の場合は、主たる居室に係る全ての窓の改修を行いますか。	はい・いいえ
	今回仮申請する設置機器について、その契約書及び機器の内訳が分かる見積書の写しの添付を確認しましたか。	はい・いいえ
	(建売住宅以外) 仮申請書の提出金の交付を受けましたか。	はい・いいえ
	(建売住宅) 補助対象機器の仮申請が必要ですか。	(契約日) 年 月 日 (引き渡し日) 年 月 日
	ただし、契約日及び引渡日は、補助金の交付を受けようとする年度内であることが補助要件となります。	
	仮申請書を取り下げる場合又は仮申請書の内容を変更する場合は、変更届と変更の内容が分かる書類をすみやかに提出します。	はい・いいえ
	申請者が補助対象機器の購入者です。	はい・いいえ
	提出期限内に交付の申請をできる見込みです。提出期限は、設置が完了した日から起算して、60日以内又は当該年度の3月の最終開庁日のいずれか早い日までに提出します。	はい・いいえ
	日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを確約します。	はい・いいえ
	申請に係る現地調査について了承します。 (調査時に補助対象機器等の写真を撮る場合があります。)	はい・いいえ
補助金交付後、補助対象機器を処分する場合は、補助金を返還していただく場合があります。	必要書類を忘れずに添付してください。	

提出前に必ず「確認事項」をチェックした上でご提出ください。
該当するすべての項目において「はい」に○があり、記入した日付が年度内の場合は、補助対象になります。

【注意事項】

1. 「契約書※」及び「機器の内訳が分かる見積書」の写しを添付してください。
※注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。
2. 太陽光発電システムと高性能外皮等についての単独設置は、補助対象外になります。
一体的導入の設置を行う場合、組み合わせは以下のとおりです。
●太陽光発電システム + 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)
+ (次の機器の中から1つを選択)
 - ・ 定置用リチウムイオン蓄電池システム
 - ・ 電気自動車等充電設備
 - ・ 高性能外皮等
3. エコ窓改修については、既存住宅の改修であり、新築又は増改築に伴うものは補助対象外になります。

(2) 「補助金交付申請書(第1号様式)」の記入例

設置が完了した日から起算して60日以内又は、当該年度の3月31日(同日が開庁日に当たる場合は、直前の開庁日)のいずれか早い日までに、必要書類を添付しご提出ください。

第1号様式(第4条関係)

日進市長 宛て

申請者 住所 _____

氏名 _____

年 月 日

補助対象機器設置に係る契約書に記載された契約者名でご申請ください。電話は、日中連絡が繋がる電話番号をご記入ください。

地球温暖化対策
日進市住宅用地球温暖化対策機
しているのので、同要綱第4条の規

一体的導入又は単独設置を選択してください。

設置場所	日進市
設置機器の区分	<input type="checkbox"/> 一体的導入 <input type="checkbox"/> ①+②+③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> 単独設置 (①太陽光発電システム及び
設置機器の種類等	<input type="checkbox"/> ①太陽光発電システム(一体的導入に限る) _____ 円
	<input type="checkbox"/> ②家庭用燃料電池システム(エネファーム) _____ 円
	<input type="checkbox"/> ③定置用リチウムイオン蓄電システム _____ 円
	<input type="checkbox"/> ④家庭用エネルギー管理システム(HEMS) _____ 円
	<input type="checkbox"/> ⑤電気自動車等充電設備 _____ 円
	<input type="checkbox"/> ⑥高性能外皮等(一体的導入(ZEH)、新築に) _____ 円
<input type="checkbox"/> ⑦エコ窓改修(新築・増改築は補助対象外) _____ 円	
交付申請合計額	_____ 円
設置対象	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅 (<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> 集合)
	設置する住宅の着工開始日 年 月 日

「補助金仮申請書」で申請した設置機器すべてにチェックをつけてください。

上記設置機器の補助申請額の合計をご記入ください。

新築・建売住宅購入の場合は、居住日(住民登録をしていること)になります。

申請者の住所、氏名の記入をお願いします。住民登録と市税の滞納がないことが補助要件になります。

年 月 日 住所 _____
申請者 _____

【添付書類】
申請には、添付書類チェックリスト(添付書類その1)とそれに係る必要書類の添付が必須です。

(3) 「補助金交付申請書(第1号様式)の添付書類チェックリスト」について

補助金交付申請書(第1号様式)の添付書類チェックリスト(添付書類その1)をご確認の上、申請に係る全ての添付書類がそろっていることを確認し、必要書類を提出してください。下記の書類については、申請する補助対象機器の箇所をすべてご記入ください。

- ・①太陽光発電システムに関する設置事業概要書(1/2)(添付書類その2)
- ・①太陽光発電システムに関する設置事業概要書(2/2)(添付書類その3)
- ・機器に関する設置事業概要書(添付書類その4)
- ・機器に関する設置事業概要書(添付書類その5)

(4) 「補助金交付請求書(第3号様式)」の記入例

交付請求書は、交付決定通知を受け取ってから30日以内(早めに)に提出してください。記入内容に誤りがある場合、再提出をお願いする場合があります。
請求金額は、訂正が認められませんのでご注意ください。

第3号様式(第5条関係)		年 月 日
日進市長 あて		
交付決定者 住所	交付決定通知受領後に、市に提出する年月日を記入してください。(記入なしでも可)	
氏名		
電話		
「交付決定通知書」の通知日を記入してください。(記入なしでも可)		
地球温暖化対策機器設置費補助金交付請求書		「交付決定通知書」に記載された交付申請受付番号になります。(記入なしでも可)
年 月 日付で交付の決定を受けた日進市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、日進市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金に基づき、次のとおり請求します。		
交付申請受付番号	— 号	一体的導入又は単独設置を選択してください。
設置機器の区分	<input type="checkbox"/> 一体的導入【 <input type="checkbox"/> ①+②+③ <input type="checkbox"/> ①+④+⑤ <input type="checkbox"/> 単独設置	
交付対象機器 (該当する番号に☑印)	<input type="checkbox"/> ①太陽光発電システム <input type="checkbox"/> ②家庭用燃料電池システム(エネファーム) <input type="checkbox"/> ③定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> ④家庭用エネルギー管理システム <input type="checkbox"/> ⑤電気自動車等充電設備 <input type="checkbox"/> ⑥高性能外皮等 <input type="checkbox"/> ⑦エコ窓改修	「交付決定通知書」に記載された補助が決定した機器すべてをチェックしてください。
請求金額	円	「交付決定通知書」に記載された補助金交付額をご記入ください。
振込先	金融機関名及び支店名	ゆうちょ銀行 店(漢数字三けた)
	ふりがな	銀行 信用金庫 農協
	座名義人	
	預金種別	1 普通預金
添付書類	金融機関の通帳(振込先が分かる部分)の写し	
※ゆうちょ銀行の店名が不明の場合は店番(数字3けた)又は記号・番号をご記入ください。		

(5) 「添付書類」について(参考)

申請に必要な添付書類について、審査する上で必要な情報が記載されていない場合は、受付ができません。あらかじめ、本手引きp.6-9「5 交付申請に係る提出書類」をご確認の上、ご申請ください。

ア 「工事請負契約書と対象経費の内訳が明記されている書類」の写し

(参考例1)この場合は対象経費の内訳がわかるため、1種類で構いません。

収入印紙
印

① (参考例1)
工事請負契約書

・工事着手日 令和4年4月10日
 ・工事完了日 令和4年5月15日
 ・引き渡し日 令和4年5月20日

② (注文者)
 日進市蟹甲町池下268
 日進 ○○ 印

・工事場所 日進市蟹甲町池下268

④
 合計金額 35,000,000円

⑤ 内訳書

	機器内訳	金額
○○○	○○○	円
○○○	○○○	円
○○○	○○○	円
○○○	○○○	円
○○○	○○○	円
太陽光	太陽光発電システム機器費	円
	太陽光発電システム工事費	円
燃料電池	燃料電池システム機器費	円
	燃料電池システム工事費	円
HEMS	HEMS機器費	円
	HEMS工事費	円
蓄電池	蓄電システム機器費	円
	蓄電システム工事費	円
V2H	電気自動車等充電設備費	円
	電気自動車等充電設備工事費	円
高性能外皮等	高性能外皮費	円
	空調設備費	円
	給湯設備費	円
	換気設備費	円
	消費税	円
	合計	35,000,000円

「工事請負契約書」と「対象経費の内訳」が1枚に記載されている場合、「工事請負契約書」のみの提出してください。

【注意事項】

- ①注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。
- ②注文者が補助金の交付申請者と同一であること。
- ③工事場所(設置場所)が補助金交付申請書(第1号様式)の「設置場所」と一致していること。
- ④⑤合計金額に対する補助対象機器を含んだ内訳書が必要となります。
 契約書に内訳の記載がない場合は見積書の写し等が必要となります。

14

(参考例2)この場合は対象経費の内訳がわからないため、2種類必要です。

① (参考例2)

工事請負契約書

収入印紙
印

(注文者)
日進市蟹甲町池下268
日進 〇〇 印

・工事着手日 令和4年4月10日
 ・工事完了日 令和4年5月15日
 ・引き渡し日 令和4年5月20日

・工事場所 日進市蟹甲町池下268

合計金額 1,500,000円

「工事請負契約書」に補助対象経費の内訳が記載されていない場合は、「見積書」の提出が必要です。

内訳書

	数量	金額
〇〇〇	〇〇〇	円
燃料電池工事	一式	円
		円
		円
消費税		円
合計		1,500,000円

【注意事項】

- ①注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。
- ②注文者が補助金の交付申請者と同一であること。
- ③工事場所(設置場所)が補助金交付申請書(第1号様式)の「設置場所」と一致していること。

① (参考例2)

見積書

(注文者)
日進市蟹甲町池下268
日進 〇〇

令和〇年〇月〇日
〇〇〇株式会社

合計金額 1,500,000円

④ 内訳書

	機器内訳	金額
〇〇〇	〇〇〇	円
〇〇〇	〇〇〇	円
〇〇〇	〇〇〇	円
〇〇〇	〇〇〇	円
燃料電池	燃料電池システム機器費	円
	燃料電池システム工事費	円
	消費税	円
	合計	1,500,000円

【注意事項】

- ①契約書に内訳の記載がない場合は見積書の写し等が必要となります。(領収内訳書は不可)
- ②見積りが補助金の交付申請者と同一であること。
- ③契約書の合計金額と見積り合計金額が一致すること。
- ④補助対象機器を含んだ内訳書が必要となります。

(参考例3)この場合は対象経費の内訳がわからないため、2種類必要です。

(参考例 3)

収入印紙 印
印 (注文者)

(請負者)

〇〇〇〇
〇〇株式会社 印

・ 工事着手日 令和4年4月10日
・ 工事完了日 令和4年5月15日
・ 引き渡し日 令和4年5月20日

・ 工事場所 日進市蟹甲町池下268

合計金額 35,000,000円

① 工事請負契約書

② 日進市蟹甲町池下268
日進 〇〇 印

③ 「工事請負契約書」に補助対象経費の内訳が記載されていない場合は、補助対象経費がわかる「見積書」もしくは「契約内訳書」の提出が必要です。

【注意事項】

- ① 注文書及び請負書による場合は、その両方の写しが必要となります。
- ② 注文者が補助金の交付申請者と同一であること。
- ③ 工事場所(設置場所)が補助金交付申請書(第1号様式)の「設置予定場所」と一致していること。

(参考例 3)

① 契約内訳書

② (注文者)
日進市蟹甲町池下268
日進 〇〇

③ 建築工事費 35,000,000円 (税抜き)
補助対象工事費 6,300,000円 (税抜き)

④ (補助対象工事内訳)

太陽光	太陽光発電システム機器費	円
	太陽光発電システム工事費	円
燃料電池	燃料電池システム機器費	円
	燃料電池システム工事費	円
HEMS	HEMS機器費	円
	HEMS工事費	円
蓄電池	蓄電システム機器費	円
	蓄電システム工事費	円
V2H	電気自動車等充電設備費	円
	電気自動車等充電設備工事費	円
高性能外皮等	高性能外皮費	円
	空調設備費	円
	給湯設備費	円
	換気設備費	円

令和〇年〇月〇日
〇〇〇株式会社

【注意事項】

- ① 契約書に内訳の記載がない場合は見積書の写し等が必要となります。
- ② 注文者が補助金の交付申請者と同一であること。
- ③ 契約書の合計金額と内訳書の合計金額が一致すること。
- ④ 補助対象機器の内訳書が必要となります。

イ 「領収書」の写し(対象機器の設置に要した費用が分かるもの)

(参考例)

① 領収書

日進 ○○ 様 令和4年5月12日

¥ 35,000,000円

② ② ② ② ② ②

ただし 設置工事費として

太陽光発電システム設置費	円 (税込)	収入印紙
燃料電池設置費	円 (税込)	
H E M S 設置費	円 (税込)	
蓄電システム設置費	円 (税込)	
電気自動車等充給電設備設置費	円 (税込)	
高性能外皮等	円 (税込) を含む。	

上記正に領収しました。

○○○株式会社 印

【注意事項】

①補助金の交付申請者あての領収書であること。

②領収書の金額は、各補助対象機器設置費の金額を含んでいること。
ただし書きとして、各補助対象機器設置費を含む旨とその金額を明記してください。
※工事請負契約書と比較し、内容が確認できれば「税抜」でも構いません。
各補助対象機器設置費が含まれていれば、工事請負契約書の額と同じ金額である必要はありません。

ウ 「保証書」の写し

(参考例)

製品保証書

お客様名 日進 ○○ 様

ご住所 日進市蟹甲町池下268

品名 ○○○○○

型番 ○○○○○

製造番号 ○○○○○

① ②

保証開始日 令和○○年○○月○○日から

西暦 2022年○月○日

保証書発行元

メーカー名 ○○○株式会社 印

メーカーの住所 ○○○○○○

【注意事項】

①氏名及び住所を含み交付申請者名義であること。メーカー名、機器型番及び製造番号が確認できるものでメーカーが発行するもの。

②保証開始日が確認できること。

エ 「エコ窓の性能を証する書類」

改修後の熱貫流率が2.33W/m²・K以下であることを確認できる証明書をご提出ください。
(省エネ建材等級ラベルの写真や出荷時に窓に貼付してある性能が分かる書類の写し等)



省エネ建材等級ラベルの例

7 Q&A(よくあるご質問)

Q 令和4年度の主な変更点は何ですか。

A 本手引きp.2の「令和4年度からの変更点」をご覧ください。
補助メニューについては、本手引きp.1の「補助対象機器及び補助金額」をご覧ください。

Q 申請書等は必ず窓口を持参しなければいけませんか。

A 遠方からの申請等、やむを得ない場合を除き、市役所環境課窓口へ御持参ください。なお、交付請求書(第3号様式)については郵送でも構いません。

Q 機器をすでに設置してしまったのですが、仮申請はできますか。

A 機器ごとの設置完了日(機器ごとの設置完了日の考え方は、本手引きp.2の下段「注意事項」をご参考ください)より前であれば、仮申請書を提出できます。ただし、令和4年度の補助金については、令和4年4月1日以降に工事を着工し、設置を行った方が補助対象です。

Q 補助対象機器の設置完了は令和4年4月1日以降ですが、工事の着工は令和4年3月31日以前であった場合は、補助対象となりますか。

A 補助対象にはなりません。令和4年度の補助金については、令和4年4月1日以降に工事を着工し、設置を完了した方が補助対象です。なお、契約日は令和4年3月31日以前でも構いません。ただし、建売住宅については令和4年3月31日以前に契約しているものは補助対象外です。

Q 令和4年3月31日以前に太陽光発電システムの系統連系を完了しましたが、補助対象となりますか。

A 補助対象にはなりません。令和4年度の補助金については、令和4年4月1日以降に工事を着工し、翌年3月31日までに系統連系をした方が補助対象です。なお、契約日は令和4年3月31日以前でも構いません。

Q 補助対象機器を設置した建売住宅を購入する場合でも補助を受けられますか。

A 建売住宅については、契約日と引渡日が令和4年4月1日以降の場合は、補助対象になります。ただし、購入時にすでに太陽光発電システムが系統連携されている場合、未使用品であることが確認できなければ補助対象外です。また、電力事業者との受給契約は補助金申請者名義に変更する必要があります。

Q 新築住宅に対象機器を設置しました。まだ引っ越しをしていませんが、申請はできますか。

A 交付申請前までに、補助対象機器を設置した住所に引っ越しをして住民登録することが補助要件です。

Q 敷地内の別の建物の屋根(例えば倉庫など)に太陽光発電パネルを載せても申請はできますか。

A 分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能であれば補助対象です。倉庫専用など、住宅へ電力の供給ができない場合は、補助対象外です。

Q 契約書の契約者名が連名になっていますが申請はできますか。

A 申請できます。ただし、申請書に記入する氏名は、電力事業者と受給契約を結ぶ方一人の氏名になります。

- Q 電気自動車等の屋外コンセントを購入しましたが申請はできますか。
- A 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給ができない場合は、補助対象外です。
あらかじめ、本手引きp.3-4「1 補助対象機器と補助要件」をご覧ください、補助対象機器であることをご確認ください。
- Q 「交付申請書」は、いつまでに提出すればいいですか。
- 設置が完了した日から起算して 60 日以内又は、当該年度の3月31日(同日が開庁日に当たる場合は、直前の開庁日)のいずれか早い日までに、必要書類を添付し提出してください。
- Q 太陽光発電の施工は完了しましたが、電力事業者から「電力受給契約に関するお知らせ」が届いていませんが、申請はできますか。
- A 申請はできません。「電力受給契約に関するお知らせ」を揃えてから申請してください。
- Q 「交付申請書」の必要書類である「領収書」ですが、ローンを組んで設置したため全額の領収書がありません。どうすればいいですか。
- A ローン会社の発行したローン契約書(補助対象機器とその金額の内訳等が分かるもの)及びローン返済内訳書等の写しを添付してください。
- Q 以前、一部の窓を改修しており、今回それ以外の窓を改修する予定ですが、対象になりますか。
- A 今回の改修で、主たる居室に係る全ての窓の改修を行う場合のみ、補助対象です。
- Q 単身赴任で住民票が日進市外にあります。申請できますか。
- A 交付申請書の提出時に住民票が日進市にない場合は、補助対象者となりません。
- Q 一体的導入で申請する予定ですが、単独設置の機器も一緒に申請できますか。
- A 申請できます。

【問い合わせ先】 日進市 生活安全部 環境課

電話 0561-73-2896

FAX 0561-72-4603

Eメール kankyo@city.nisshin.lg.jp

HP <http://www.city.nisshin.lg.jp/>

